

全国児童健全育成事務担当者会議 追加資料

平成19年3月20日（火）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

追加資料目次

【放課後子どもプラン関係】

1. 「放課後子どもプラン」疑義回答（資料P91）…………… 1

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

2. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業（児童育成事業推進等対策事業）の協議等について」（案）（資料P205）…………… 13
3. 地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）…………… 19
[平成19年度児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（案）の別添9]（資料P139）
4. 地域子育て支援拠点事業補助金交付申請・実績報告様式（案）…………… 26
[平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱（案）の別紙様式2及び別紙様式5の該当部分]（資料P165、170、193、198）

【参考資料】

1. 平成18年度「つどいの広場事業」実施状況
2. 平成18年度「地域子育て支援センター事業」実施状況

【放課後子どもプラン関係】

「放課後子どもプラン」疑義回答

○放課後子どもプラン全体について

【基本的考え方】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
1	新潟県	教育委員会が窓口になるにせよ、福祉本部局が窓口になるにせよ、取りまとめの窓口が今後どの程度の役割を果たさなければならないのか不安である。窓口になる部局に今後どの程度の役割が求められてくるのかご教示願いたい。	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の6(5)のとおり、都道府県の主管部局においては、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等を行い、市町村の主管部局においては、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等を行うこととしている。
2	兵庫県	放課後子どもプランでは、全小学校区を対象に「両事業を実施する」が大きな目標となると考えられるが、当分の間、地域の実情等により「いずれかの事業を実施する」、「いずれの事業も実施しない」とする選択肢はあり得るか。【同旨：京都市、東京都、静岡県】	全国厚生労働関係部局長会議資料P30参照 「放課後子どもプラン」では、できるだけ両事業の実施を検討いただきたいが、いずれかの事業のみの実施となっても差し支えない。また、「プラン」については、市町村に実施義務があるものではないが、地域のニーズを適切に把握し、ニーズがある限りは積極的に実施いただきたい。
3	香川県	土曜日における放課後児童対策をクラブ(留守課程児童対象)と教室(全ての児童対象)でそれぞれが補い合って実施することは可能か。(例えば、「月～金はクラブで土曜日は教室など」)	利用者のニーズに応じた事業の実施をお願いしたい。 なお、放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する。

【事業計画】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
4	神奈川県	放課後子どもプランの事業計画の策定は、補助金交付申請の必須条件となるか。また、いつまでに策定しなければならないのか。【同旨：福島県、新潟県、愛知県、秋田県、香川県】	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の5(1)のとおり、事業計画の策定は任意である。
5	札幌市	21年度までの事業計画を策定することとなっていますが、その後の事業計画については、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画と統合して策定することや、数値目標を設定すること等を想定しているのかを教えてください。	現在のところ、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画の中に位置づける方向で考えている。

○放課後子どもプラン全体について

【実施形態例】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
6	新潟県	地域子ども教室と放課後児童クラブを一体的に運営している取り組み例を教えてください。	両省の広報誌である教育委員会月報3月号及び月刊厚生労働3月号に、いくつかの自治体の取組例を紹介しているので、参考にされたい。
7	大阪府	2月7日放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料P22「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例において③「同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか。【同旨：北海道、大阪市、岡山市】	放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する必要があるものと考えており、実施形態のみで判断することはできない。

【児童館】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
8	石川県	児童館事業と放課後子ども教室事業の違いについて 児童館で教室事業を実施した場合、児童館事業と子ども教室事業で類似する事業等もあると思われるが、その違いと、事業の区分の方法はどのようなものか？ また、地域によっては、児童館を中心に子どもの居場所づくりを進めてきたところも多いが、児童館の「放課後子どもプラン」へのかかわりはどのようなものか。【同旨：長野県】	児童館を活用して放課後子ども教室を実施する場合には、児童館の本来事業との区別を図るため、児童館職員とは別に、放課後子ども教室を担当する安全管理員や学習アドバイザーを配置し、これらの者が様々な体験・交流・学習などの活動の提供を行う必要がある。 なお、児童館職員が放課後子ども教室の活動を行う安全管理員や学習アドバイザーのサポートを行うことは可能であるが、児童館職員の人件費については地方交付税で措置されていることから、放課後子ども教室推進事業の補助金の対象経費に含めることはできない。

○放課後子どもプラン全体について

【補助金申請】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
9	神奈川県	国庫補助申請を「放課後子ども教室」分を文部科学省へ、「放課後児童クラブ」分を厚生労働省へ 2回に分けて別々に申請することは可能でしょうか。(本県の場合は、「放課後児童クラブ」(保健福祉部所管)が、「放課後子ども教室」(教育委員会所管)に比べて、予算、実施市町村及び実施箇所が圧倒的に多いため、とりまとめに日数がかかるなどの理由から別々に申請した方が合理的と考えています。)(同旨:宮城県、東京都)	今般、地方自治体等から強い要望を受けて、関係省庁協議の上交付要綱の一本化を図ったところである。国庫補助申請書については「放課後子ども教室」又は「放課後児童クラブ」どちらかの担当部局において、両事業分をとりまとめた上で提出いただきたい。
10	栃木県	補助金の交付決定及び確定の通知書は、両事業共通のものが発出されるとのことであるが、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」に係る国庫補助金の支出会計が一般会計と特別会計に分かれていることから、国庫への返還金が生じた場合は、各事業に関する金額分を別々に返還することになると考えてよいか。(同旨:東京都)	「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」について、交付決定等の通知書は交付要綱等の一本化に伴い連名のものとなるが、各事業の交付決定額、確定額については明確に分ける必要があるため、返還金についても別々に返還することになる。

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
11	山梨県	公立学校施設の財産処分手続きについて 放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業について、実施要綱等が一本化され、「放課後子どもプラン推進事業」という一つの事業になった。 財産処分手続きの方法も、同一の取扱い(財産処分手続き不要)とならないか。	放課後子ども教室は、学校施設としての用途を変更しない範囲での一時的な使用とみなされることが想定されるが、放課後児童健全育成事業は、従来どおり、転用手続きが必要であり、手続方法は異なる。
12	青森県	放課後子どもプランの今後の展開のためには、事業実施市町村に運営委員会が設置され、教育委員会、福祉部局、事業関係者、地域住民が一同にかいして子どもたちの放課後のあり方について考えることが不可欠と思われる。放課後児童健全育成事業のみを実施する市町村において、運営委員会の設置を見送っている例が多いことから、厚生労働省は今後、放課後児童健全育成事業実施市町村に対して、どのような働きかけをしていくのか伺いたい。	運営委員会の設置及び両事業の実施については、両省合同の会議の場等を通じて地方自治体に積極的な設置をお願いしているところ。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【運営費】

質問番号	都道府県	質問	回答
1	岐阜県	市町村が「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費育成事業費」の運営費の中で小規模修繕をすることができるか。(349千円、シャッター取り付け工事と防犯装置分別工事を予定。新たに土曜日開室とするため、学校内のクラブ室を、学校側と切り離して使用するため。)	施設の改修費等については、放課後子ども環境整備事業で対応することとしており、当該事業の要件に合致する場合は補助対象となる。
2	兵庫県	「子ども教室」と「児童クラブ」の両方実施する場合、事業実施にかかる施設や児童及び関係者にかかる費用や保険料等は補助の対象となるのか。(児童クラブ室⇄放課後教室への参加等の移動時の事故等安全管理と保護者等へ引き渡すまでの間の対応)	補助金の対象経費は、「放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食物費を除く。)」とされており、必要な経費については、実施主体において適切に判断されたい。
3	長崎県	放課後児童クラブの利用児童が放課後子ども教室に参加し、放課後子ども教室の活動を終えて放課後児童クラブに戻ってくるケースがあるものとする。その場合、当該児童が放課後児童クラブで過ごす時間が1,2時間程度であっても、放課後児童クラブの対象児童とすることができるのか。 【同旨:長野県、大分県】	<p>実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たした放課後児童クラブを設置していることが前提であるが、放課後放課後児童クラブの利用児童が放課後子ども教室に参加した場合であっても、放課後児童クラブに登録している児童であれば、対象児童とすることができる。</p> <p>以下のパターン1。(図中の人数は、放課後児童クラブの利用児童数である。ただしパターン2の場合はそもそも補助金の対象とならない。)</p> <p>【パターン1】一部の子どもが放課後子ども教室に参加(放課後児童クラブは実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているものとする。)</p> <p>※ 放課後児童クラブ対象児童は「○人+△人」である。</p> <p>【パターン2】同じ建物・同じ部屋で両事業を一体的に実施しており、その間に放課後児童クラブの利用児童に対して、生活の場が提供できないなどクラブの機能を満たしていない場合は、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしていないので、放課後児童健全育成事業等補助金の対象とならない。</p>

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【開設日数・開設時間】

質問番号	都道府県	質問	回答
4	岡山県	開設日数と開設すべき時間の関係如何。また、開設日数加算の補助要件として、原則として8時間以上とあるが、8時間の開所を予定していたが、子どもが全員帰宅したためクラブを開所した場合は、その日について対象外となるのか。【同旨：神奈川県、秋田県、石川県、岡山市】	基準開設日数の250日は、まず①授業日(200日)と②長期休暇(45日)を数え、さらに③クラブ運営上必要な日(5日：土曜日・日曜日等)を足したものである。 実施要綱により、①の授業日については、平均3時間以上、②及び③については原則として8時間以上開所することとしているところ。 なお、開設日数加算の対象となる250日を超える日については、上記から、自ずと土曜日・日曜日等に当たるため、原則として8時間以上の開所を要件としたものである。 また、開設日数とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている日数をいうため、何らかの理由(例えばインフルエンザで学級閉鎖など)により子どもの利用が実際にはない場合には、適宜開所して差し支えなく、また、その場合であっても補助対象日数から差し引く必要はない。なお、この考え方については、開所時間においても同様である。
5	香川県	新1年生について、小学校の入学式以前は、放課後児童クラブの対象外と考えてよろしいか。	対象である。 小学校の学年は、学校教育法施行規則第44条により、4月1日～翌年3月31日となっており、新1年生が入学式を迎える前であっても、小学校就学児童と解されることから、利用ニーズがある場合は当然受入れる責任があると考えている。保育所との連続性を考慮し、4月1日より受入れを可能にされたい。
6	千葉県	年度途中で新規に開設したクラブがあった場合(大規模クラブを年度の途中で分割した場合における分割後の新たに生じた方のクラブについても同様)、結果的に年間の実際の開設日数が250日に満たなかった場合は補助の対象外となるのか。それとも、年間の開設予定日が250日以上であれば、その年度は250日に満たなくても補助の対象となるのか。【同旨：徳島県】	年度途中で新規開設するクラブについては、翌年度以降、年間250日以上開設することを予定している場合に限り、開設年度においては、次の算式により補助基準額を選定することとする。 $\text{補助基準額} \times \text{開所する月数} / 12$ また、年度途中でクラブを分割する場合は、分割前の開設日数を含めて差し支えない。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【指導員】

質問番号	都道府県	質問	回答
7	東京都	<サービスの内容例>のうち、「適切な指導員の配置」の考え方について教えていただきたい。たとえば、放課後児童指導員は専任ではなく放課後子ども教室と兼任の指導員でもよいのか、また日替わりで放課後児童クラブの指導員が交代してもよいのか、児童一人当たりの指導員数の目安など、具体的に教えていただきたい。【同旨:さいたま市、長野県、長崎県】	国庫補助を受ける場合は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の職員の兼任は不可。指導員の配置や児童一人当たりの指導員数の目安などについては、児童処遇に配慮して、各自治体において適切に判断されたい。

【児童数】

質問番号	都道府県	質問	回答
8	千葉県	児童数71人以上の大規模クラブという場合、「児童数」の考え方として次のいずれであるか。 ①クラブの定員 ②年度の登録数の最高値(登録者数も年間で変動する) ③年度の登録数の平均値 ④年間出席児童数を年間開設日数で割った数【同旨:香川県、大分県、山形県】	③である。児童数の算定方法は現行と同様である。

【大規模クラブ】

質問番号	都道府県	質問	回答
9	石川県	大規模クラブへの補助廃止について 児童数が71人以上のクラブへの補助が3年の経過措置後廃止となるが、年度当初は年間平均児童数70人以下の見込みであったが、年度途中で児童が増え年間平均児童数が71人以上となった場合はどうなるのか？	補助対象外となる。従って、経過措置廃止後に、71人以上の登録児童が見込まれる可能性のあるクラブについては、児童厚生施設等整備費等を積極的に活用し、経過措置期間内にクラブの分割に努められたい。

【手続き】

質問番号	都道府県	質問	回答
10	新潟県	放課後児童クラブを学校の余裕教室で実施する場合、目的外使用の手続きが必要であったが、今後も手続きは必要か。	担当者会議追加資料P13を参照されたい。
11	兵庫県	市町から県・国への補助金の流れについて、申請用紙は別々か同一申請書となるのかは検討中であるが、適正化法上の整理として、証拠書は一本化しても、事業実績等については別々と考えられるが如何。	交付要綱(案)にて、「放課後子ども教室推進事業等」(文部科学省所管分)と、「放課後児童健全育成事業等」(厚生労働省所管分)に分かれており、要綱は1つでも、申請・実績報告において事業ごとに記載することとなる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【専用スペース】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
12	札幌市	同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供と放課後児童クラブとを併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース等が必要とのことだが、専用スペースの定義は何か。【同旨、山口県】	専用スペースとは、子どもが安心して静養又は休息できるよう、生活の場として区切られたスペースである。 なお、間仕切り等により専用スペースを確保する場合には、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意することとし、そのため、例えば、アコーディオンカーテンや衝立により仕切るとは相応しくないと考える。また、放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではないが、生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の児童が出入りできるようなスペース(空間)となることは適当ではないと考える。

【分割】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
13	熊本県	クラブの分割とは、具体的にどのようにすればよいのか。 【同旨：滋賀県、いわき市、豊橋市、東京都、船橋市、岡崎市、和歌山市】	クラブの分割とは、①小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つクラブ室を設置する、②現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などにより二つの部屋又はスペース(定義については、質問番号12を参照)を確保し、それぞれに放課後児童指導員を配置するなど放課後児童クラブとしての要件を満たして実施することである。 なお、分割することにより、運営費については両クラブとも補助対象となるものである。また、分割するために必要なクラブの創設経費及び間仕切り等の設置のための改修経費についても補助対象となる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質問	回答
14	大分県	放課後子ども環境整備事業中、放課後児童クラブ環境改善事業について 対象となる備品は、冷暖房器具や冷蔵庫等生活関連の物品との説明であったが、指導員が事務に使用するパソコンやプリンター、遊びの提供に利用するピアノや積み木、その他テレビ等は対象となるか？また、利用児童の送迎等に利用する車両はどうか？	放課後児童クラブを運営していく上で必要な設備を対象とするものであり、事務用品や遊具、図書等も対象となる。 なお、車両は対象外である。
15	姫路市	児童厚生施設等整備費の国庫補助について 先日の会議において、71人以上の大規模クラブは2クラブで申請するようお話がありました。その場合において 1 補助基準額は2クラブ分の25,000千円ですか、1クラブ分の12,500千円ですか【同旨：山口県】 2 2クラブの形態として、2階建ての1階、2階、平屋で部屋を仕切るなどが考えられますが、この場合 (1) 玄関、トイレ等、各クラブ毎に備えなければならない必須の設備はありますか (2) 平屋で部屋を仕切る場合、可動式のものでもよろしいですか、それとも固定された壁でないといけませんか。【同旨：福岡県】	1 補助基準額は2クラブ分の25,000千円とし、1クラブ毎に協議書(計2部)を作成いただきたい。 2 放課後児童クラブとして備える設備等については、実施要綱(案)に規定しているとおり。 なお、協議書は、各クラブ単位で必要書類を作成いただくことにしているため、平面図上も明確に分けていただきたい。
16	下関市	同じく「放課後児童健全育成事業等実施要綱」のⅡ. 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業)の3. 対象事業(1)放課後児童クラブ設置促進事業の文中、小学校の余裕教室等の既存施設とは、私人の住居を地方公共団体が賃貸借契約で借り上げて改修する場合においても適用できるのか、お示ください。 また、趣旨に「新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設」とありますが、現在実施しているもの、大規模化したため手狭になったことから、別に借り上げて設置する場合にも対象となるのでしょうか、お示ください。	実施主体である地方公共団体が改修する場合には、私人の住居でも対象となる。 別に借り上げて設置する場合には、新たに放課後児童クラブを設置することになるため71人未満であれば対象となる。
17	三重県	放課後子ども環境整備事業の既存施設改修等は、新たに放課後児童クラブを実施するための事業であるが、現在、学校外で実施しているクラブを「放課後子どもプラン」推進のため、小学校の余裕教室へ移転する場合の改修等も対象になると考えてよいか。	移転改修の場合にも対象となる。
18	三重県	放課後子ども環境整備事業の既存施設改修等は、補助金の交付申請が5月末、交付決定が6月以降になるが、クラブを出来るだけ早く開始するために4月に着手(契約)したものでも対象としてよいか。児童厚生施設等整備費補助金でクラブを設置する場合、協議、内示という手続きがあり、内示後に着手することになるが、放課後子ども環境整備事業は内示行為がないため、どの時点で着手してよいか。【同旨：群馬県、高知市、福井県】	「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱及び実施要綱を国の予算成立後できるだけ速やかに発出し、交付申請を受け付けることとしたい。 また、事前協議を行うことは考えておらず、本補助金は事業費であるため、交付決定後でない事業着手できないというわけではなく、各自治体の判断によるものである。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
19	岐阜県	市町村が民間(父母会など)へ運営委託している場合、委託料に備品購入費を含め、放課後子ども環境整備事業の中の(2)放課後児童クラブ環境改善事業の対象とすることができるか。	備品購入費を委託料に含めても差し支えない。
20	北海道	同じ部屋で両事業を実施する場合の補助対象の可否について平成19年度より両事業を新たに実施する場合、放課後子ども教室推進事業における備品整備費と、放課後児童健全育成事業における環境改善事業費(備品費)を同時に受けることは可能か。	環境改善事業費は、国庫補助対象となる放課後児童健全育成事業の実施が前提となるため、同じ部屋で両事業を実施するにはそもそも放課後児童クラブとしての補助対象の可否が問題となるが、この場合、個々のケースに応じて総合的に判断することとしていることから、本事業費についても同様に一概に補助対象となるかどうかは個々のケースによる。
21	群馬県	大規模クラブの分割について ①既存の大規模クラブを分割する場合、「処遇単位」を明確に区分し、適正な管理運営が保てれば大がかりな施設整備は必ずしも必要としない(間仕切りで仕切る程度でよい)とのことだが、具体的にはどのような要件が伴うのか。 また、児童数当たりの必要スペースなどの基準を設ける考えはあるのか。 ②運営主体が同一で施設が隣接等している場合、クラブ毎に専用で設置しなくてはならない設備はあるのか。補助基準上、共用・非共用を明確に区分しなければならない事項とは何か。 (例)2階建て、1階が第1クラブ、2階が第2クラブとなる場合、玄関、トイレ、台所が1階にあり共有となるのでいいのか、など。 ③地域によってはクラブの大規模化が避けられない状況で、分割を推進するにも、既存の大規模クラブ数等からして施設整備が追いつかない見通しであり、加えて、学校は少人数学級制のため空き教室がなく、民間(既存)施設を探すにも、クラブを運営できるような適切な場所がすぐには見つからないのが実情である。大規模クラブの分割について、準備期間(3年以内)を延長する考えはないのか。	①クラブの分割とは、a 小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つクラブ室を設置する、b 現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などによる。 ②実施要綱に定めるもの以外は柔軟に対処願いたい。 ③延長する考えはない。子どものことを考えたら、少しでも早く分割すべきである。
22	新潟県	(会議資料35頁)放課後子ども環境整備事業の対象事業の制限(3)のただし書きについて。分割によって新規に立ち上がるクラブだけではなく、元のクラブも対象になるのか。	この「ただし書き」は、過去に本事業の補助を受けたことがあるクラブを大規模解消のため分割する場合のみ認めるということであり、分割に要した経費の補助基準額は2クラブ分(14,000千円)として算定して差し支えない。
23	静岡県	放課後児童クラブ施設整備に、児童館と同じように改築や拡張を対象とする予定はないか伺います。	予定はない。
24	静岡県	小学校の旧用務員住宅を改修して「放課後児童クラブ」を開設する場合、放課後子ども環境整備事業費の補助対象となるか伺います。	対象となる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質問	回答
25	大阪府	放課後子ども環境整備事業について、放課後児童クラブ設置促進事業と放課後児童クラブ障害児受入促進事業は、施設の改修を行うため、学校施設転用の財産処分手続を要し、放課後児童クラブ環境改善事業は改修を伴わないので、当該備品等の設置場所については、当該手続不要と考えてよいか。	公立学校施設を放課後児童クラブに転用する場合には、改修を伴う、伴わないに関わらず、財産処分手続は必要である。
26	山口県	児童厚生施設等整備費における補助基準額の算定についてご教示願いたい。 小型児童館にクラブ室を2部屋設ける場合の補助基準額は、どうなるのか。	2クラブ分の加算額(3,981千円×2=7,962千円)として算定して差し支えない。
27	愛媛県	修繕、備品の購入について、交付申請前に内容が適当か確認してもらいたいがどうか。	事前協議を行うことは考えていないが、交付申請前に具体的にご相談いただければ確認は可能である。
28	福岡県	比較的大規模な施設の内部を区分して複数のクラブ室を設ける計画は、20年度以降も児童厚生施設整備費の協議対象となるのか。	協議対象とする予定である。
29	新潟市	70人以上のクラブを分割するための施設整備については、下記のどちらの補助金が適当か？ ①放課後児童健全育成事業 放課後子ども環境整備事業費 ②児童厚生施設等整備費(従来、新設のみとの説明を受けているが、いかがか？)	分割の方法により異なると思われるが、 ①は、1つの部屋を固定間仕切りスライド等で分ける場合、 ②は、別の場所にクラブ室を創設する場合、 が考えられる。
30	長野県	放課後子ども環境整備事業の事業着手について 放課後子ども環境整備事業について、本年度の保育対策促進事業での申請手続きと同様と考えた場合、児童厚生施設等整備事業と異なり、事前協議、内示行為がなく秋頃に直接申請、交付決定という手続きで行われることが想定されるが、本事業を利用する市町村の多くは、保護者からの要望もあり、年度途中のできるだけ早い時期に施設改修、備品購入を行い開設することを望んでいる。 しかしながら、事前協議、内示行為がなく秋頃に直接申請となると、補助の裏付けがない状況で市町村が事業着手することは困難(万が一補助を受けられなくなった場合に費用全額を市町村が負うリスクを伴う)であると考え、放課後子ども環境整備事業に再編された場合もこのような申請手続きは改善されないのか。 また、放課後子どもプランの実施により、放課後児童クラブ設置促進事業の申請箇所数が、国の積算箇所数125箇所を上回ることも考えられるが、そのような状況になった場合でも、県が申請した箇所について全箇所満額補助を得られるのか。	「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱及び実施要綱を国の予算成立後できるだけ速やかに発出し、交付申請を受け付けることとしたい。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質問	回答
31	徳島県	施設整備について 平成19年度の利用児童数が、70～71人前後と微妙な受入予定であり、70人で整備協議後に、71人を超えての利用があった場合、施設整備計画を変更して、2クラブ分の整備を行わないと補助対象外となるのか。もしくは、今後の児童数の推移等からみて、71人を超えるのが一時的であり、経過措置期間中に70人以内の利用に落ち着くことが見込まれる場合は、補助対象となるか。	児童数の考え方は、日々の利用児童数ではなく、年間を通じた平均的な登録児童数を根拠とすることに変わりはなく、当該児童数が71人以上の場合には2クラブ分として協議されたい。
32	千葉市	会議資料P. 20 ②放課後児童クラブ創設費等(ハード事業)について、(1)ア 創設費補助について、リース建設(建物は契約期間の10年が経過した後、市に無償譲渡する契約とする。)により放課後児童クラブを整備した場合も補助対象に含まれると解してよろしいか。【同旨:岡山市】 また、小学校近隣の民有地にリース建物を整備した場合の、土地賃借料も併せて補助対象となるか、ご教示願いたい。	学校敷地内に新設で整備したリース物件についても、本整備費の創設に該当し補助対象となるが、国庫補助は整備費である以上その創設年度に限ることになる。 また、土地賃借料については、本整備費がそもそも「土地の買収又は整地に要する費用」は補助対象外としているところであるため、対象外となる。
33	千葉市	イ 改修費補助について、空き店舗等とは、空き店舗・児童館以外に具体的にどのようなものを想定しているのか。 また、改修費補助の要件について、具体的にご教示願いたい。	公民館、民家・アパート、マンション、団地集会室等が考えられる。 また、補助要件については実施要綱(案)のとおり。
34	島根県	会議資料P35 放課後子ども環境整備事業 4(3)ただし書きが想定するのは、「大規模クラブの分割の場合のみ」のように受け止めたが、小規模のクラブにおいても、過去に改修した余裕教室が手狭になったため、同一校舎内の余裕教室を改修することは可能か。	「ただし書き」の対象となるのは、71人以上クラブの大規模解消のため分割する場合のみである。
35	東京都	平成19年度施設整備協議における「放課後子どもプランに基づき」という文言は、区市町村が策定する「事業計画」を指すのか。事業計画を策定しない区市町村(放課後児童クラブのみ実施する区市町村)は、施設整備の対象となるのか。優先順位は下がるのか。(同旨:静岡県)	「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業)を総称する概念であり、事業計画のみを指すわけではない。放課後児童クラブのみ実施の市町村においても、事業計画を策定いただきたいと考えており、同計画を策定しない場合にも施設整備の対象にはなるが、同計画に基づく計画的な整備よりも優先順位は下がることになる。
36	岡崎市	小学校敷地内(校庭等)に新たに施設を創設し、平日昼間は学校施設として、放課後は「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」として活用する場合、施設建設費用に「放課後子ども環境整備事業費」補助金を活用することは可能でしょうか。また、当該施設を学校施設として建設することは可能でしょうか。	校庭等に新たに施設を創設し、「放課後児童クラブ」として活用する場合には、「児童厚生施設等整備費」を活用することは可能である。 なお、学校施設で放課後児童クラブを実施する場合には、用途変更手続が必要である。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
37	兵庫県	一体的に実施する場合、「子ども教室」の経費を、「児童クラブ」の経費に流用できるか。	両事業は、それぞれの会計区分が異なるので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」上経費の流用は不可。
38	福岡県	今後、放課後児童クラブの設置・運営に係る基準作成の予定についてお聞かせいただきたい。【同旨：兵庫県、山梨県、京都市、岩手県】	放課後児童クラブのガイドラインについては、種々調査をさせていただいたところであるが、国のガイドラインについては、19年中にお示しする予定である。
39	千葉県	将来的に「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室推進事業」は、それぞれ単独の事業として位置づけていくのか。「放課後児童クラブ」を手軽なボランティアで実施したり、「放課後子ども教室推進事業」に肩代わりしたりすることにならないか。【同旨：東京都】	「放課後子どもプラン」は、利用者のニーズ等に応じて、必要な地域に必要なサービスを提供するものであり、その実施によってこれまでの放課後児童クラブの水準やこれまで果たしてきた役割、機能がそなわれるものではないものと考えている。
49	東京都	第二種社会福祉事業の届出を受理する際には、「専用スペース又は専用部屋」や「カーペット、畳等」がなく、「適正な人数規模」や「年間250日以上」ではない放課後児童クラブも、届出を受理することは可能か。	各要件は、国庫補助の基準であり、第二種社会福祉事業の届出を受理するための要件ではない。児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」を行っていれば可能。
41	東京都	実施要綱中に「連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」とあるが、放課後児童の個別情報などを記入する連絡帳ではなく、「学童クラブだより」や「出欠カード」(個別情報が書き込みできないもの)のようなものでも代替可能か。	「家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」が「学童クラブだより」や「出欠カード」で代替出来るとは考えていない。これにより、ただちに補助金の対象外とはならないが、国としては児童や保護者のニーズに適切に対応していただきたいと考えている。

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

(案)

雇児育発第 号
平成19年3月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成19年度児童環境づくり基盤整備事業の協議等について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業の実実施計画の協議を下記のとおり実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式1による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式1による協議書を平成19年 月 日（ ）までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成19年度 採択方針について」（別添2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100万円、市区町村においては、50万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (案)

1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

- (1) 6の(2)に定めるとおり、国の助成は原則として単年度であるが、事業の実施主体は当該事業を継続するよう努めるものとする。
- (2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

平成19年度 採択方針について

1. 平成19年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、新しい事業展開をする取組や全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を採択する。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであるが、19年度については、特に、次の事業に取り組む場合に優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

①行政とNPO等との協働推進セミナーの開催

(取組内容)

単なる行政施策の地域活動の協力という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO等が地域の子育てをめぐる課題の共通認識を築き、相互の働きかけにより、より効果的な事業・活動を作り上げていくこと(協働)を進めていくための取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村 あたり300万円を上限

②行政と企業・経済団体等が協働して実施する子育て支援の推進を図る取組

(取組内容)

行政と企業・経済団体等が協働して、社会全体の子育て支援に対する意識の啓発や活動・取組の推進を図るため、子育て支援の取組を推進している企業に対する表彰の実施や先進企業の取組紹介、子育て支援をテーマとして企業や経済団体等と協働で実施するシンポジウム、講習会等の開催等を実施する取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

③地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援センター、つどいの広場、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うためのネットワークの形成のために実施する情報交換や合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村あたり300万円を上限

④地域支援活動従事者の研修内容の向上

(取組内容)

各地で実施されている子育て支援活動従事者の養成に関して、それを具体的な事業に活用し、必要な技能に照らし研修内容の向上を図る取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するための積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限